

別記様式

犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望に対する検討結果

省庁名【厚生労働省】

【犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望】(要望番号18)

【PTSDの治療費】

PTSDの治療のためのカウンセリング、認知行動療法や暴露療法について、健康保険の適用を認めてほしい。

【検討結果】

PTSDの治療については、有効性・安全性に関する科学的評価が得られたものについて、診療報酬改定時に必要に応じて措置を講ずる。

【参考：関連する現行施策】

PTSDの診断及び治療については、累次の診療報酬改定において、評価の充実を図っているところであり、平成22年度の診療報酬改定においても、通院・在宅における精神科専門療法を長時間(30分以上)行う場合の評価を充実したところである。

【備考】

医療保険の給付の対象となるには、有効性、安全性が確立された治療であることが必要であるが、PTSDの治療のためのカウンセリング、認知行動療法及び暴露療法については、現時点で有効性、安全性に関する科学的評価が得られていない。このため、これらの治療を健康保険の対象とすることは現時点では困難であり、まずはそれらの治療に関するエビデンスを蓄積していただくことが必要となる。

別記様式

犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望に対する検討結果

省庁名【 国土交通省 】

【犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望】(要望番号19)

【住居の優先的確保】

公営住宅への優先入居については、その条件や内容が被害者のニーズにそぐわない。自治体における対策の強化と併せて改善方策を検討してほしい。

【検討結果】

国土交通省においては、引き続き犯罪被害者等に対する優先入居等を推進する。

【参考：関連する現行施策】

3. 居住の安定

(1) 公営住宅への優先入居等

ア 国土交通省において、犯罪被害者等が事件現場になった自宅に住めないなどの事情がある場合には、公営住宅への優先入居に関する検討結果を踏まえ、必要性について検討する。

イ 国土交通省において、公営住宅への入居に関する犯罪被害者等への情報提供を警察庁及び法務省と十分連携して行う。

ウ 国土交通省において、公営住宅への入居に関する犯罪被害者等への情報提供を警察庁及び法務省と十分連携して行う。

【備考】

犯罪被害者等については、事業主体の判断により、公営住宅への優先入居や目的外使用を認めているほか、二次的被害の防止等の観点から、入居者資格における居住地要件の緩和に配慮し、事業主体相互の緊密な連携に努めるよう、協力を要請しているところ(平成17年12月26日付け国住総第137号国土交通省住宅局長から各都道府県知事あて通知「犯罪被害者等の公営住宅への入居について」)。

また、これ以降についても、国交省においては、優先入居等の措置を導入していない事業主体に対し、文書で導入を要請するとともに、事業主体における優先入居等の取り組み状況について調査を行い、取組事例等の情報を含めた当該調査結果の提供も行うなどの制度の充実に向けた取組を行っている。

今後、事業主体に対し、これらの優遇制度等を積極的に周知するとともに、犯罪被害者等の実情に応じ、関係機関・団体相互が連携した柔軟な対応が図られるよう、事業主体に対し、協力を要請していきたい。

なお、公営住宅の入居者資格についても、平成22年通常国会に提出した地方分権主権一括法に基づき、同居親族要件を廃止するとともに、入居収入基準における基準金額等を条例委任することとしている。

## 別記様式

### 犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望に対する検討結果

#### 【犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望】(要望番号20)

##### 【居住の安定】

犯罪被害者だから当然に公営住宅に入居できる制度はなく、抽選で当選する割合が増加するという程度の援助にとどまる。条例で、犯罪被害者は、当然に公営住宅に入居できるという制度を採用してほしい。

##### 【検討結果】

以下の理由から、基本計画の見直しにおいて、本要望を反映させることは極めて困難である。

##### (理由)

公営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に対して供給される住宅であり、これらの入居者資格を有する者に公営住宅への入居の機会が公平に付与されていることが必要であり、このため、公営住宅の募集方法は公募を原則としている(公営住宅法第22条第1項)。

法の趣旨に照らし検討した場合、個々の犯罪被害者等によって住宅困窮度が異なるほか、高齢者・障害者等より住宅に困窮すると一概に言えないことから、犯罪被害者等という属性をもって公営住宅への入居を当然に認めることは、適当でないと考えられる。

一方で、犯罪被害者等のうち、犯罪により従前の住宅に居住することが困難となった者、現在居住している住宅又はその付近において犯罪等が行われたために当該住宅に居住し続けることが困難となった者については、早急に居住の安定が図られる必要があり、このため、現行においても、事業主体の判断により、公営住宅への優先入居だけでなく、国土交通大臣の承認に基づく目的外使用を認めている。

今後は、事業主体においてより迅速な対応が図られるよう、目的外使用を行う際の事務手続きを簡素化するなどして、運用の充実に努めてきたい。

##### 【参考：関連する現行施策】

#### 3. 居住の安定

##### (1) 公営住宅への優先入居等

ア 国土交通省において、犯罪被害者等が事件現場になった自宅に住めないなどの事情がある場合には、公営住宅への優先入居に関する検討結果を踏まえ、必要性について検討する。

イ 国土交通省において、公営住宅への入居に関する犯罪被害者等への情報提供を警察庁及び法務省と十分連携して行う。

ウ 国土交通省において、公営住宅への入居に関する犯罪被害者等への情報提供を警察庁及び法務省と十分連携して行う。

## 【備考】

### 「特定入居」

公営住宅の公募原則の例外として、法律及び施行令において特定の者（災害、公営住宅の借上げの終了、公営住宅建替事業による公営住宅の除却、都市計画事業や土地収用法の事業の認定を受けている事業などの施行に伴う住宅の除却等によって住居を失った者）を公営住宅に入居させることができる旨が規定されている（公営住宅法第22条第2項）。

### 「優先入居」

住宅に困窮する低額所得者の中でも特に困窮度が高い者について、地域の実情を踏まえた事業主体の判断により、入居者選考において優先的に取り扱うもの。

#### ※入居者選考の際の優先方法例

- ・倍率優遇方式：抽選における当選率を一般の入居申し込み者より有利に取り扱う方式
- ・戸数枠設定方式：募集戸数の中に優先入居の取り扱いを行う世帯の戸数枠を設ける方式
- ・ポイント方式：住宅困窮度合いの指標となる居住水準、家賃負担等の各項目について点数で評価し、合計点数の高い世帯から入居者を決定する方式

### 「公営住宅の目的外使用」

公営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に低廉な家賃で賃貸するために整備されるものであって、用途もこの目的に沿ったものに限定される。その「用途又は目的を妨げない」、ものとして目的外使用させる（使用許可する）には、補助金適正化法第22条に基づき、国土交通大臣の承認を要することとされている。

目的外使用にあたって、現行では事業主体は事前に「目的外使用計画」を提出し、国土交通大臣の承認を得ることとなっているが、目的外使用の要件に該当する場合には、目的外使用させたときから1カ月以内に、国土交通大臣に事後報告することをもって国土交通大臣の承認があったものとして取り扱うよう改善する予定としている。

別記様式

犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望に対する検討結果

省庁名【 警察庁 】

【犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望】(要望番号 45)

遺族の知らないままに、臓器等の遺体の一部が解剖先の大学病院などで保管されている事実がある。司法解剖に関する遺体の管理について、法律を作るか、あるいは、警察がきちんと遺族に説明することを徹底してほしい。

【検討結果】

警察において、検視及び司法解剖に関し、パンフレットの配布等の工夫も含め、遺族に対する適切な説明及び配慮に引き続き努める。

【参考：関連する現行施策】

第3 刑事手続への関与拡充への取組

1 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等

(12) 刑事の手続等に関する情報提供の充実

イ 警察庁及び法務省において連携し、検視及び司法解剖に関し、パンフレットの配布等の工夫も含め、遺族に対する適切な説明及び配慮に努めていく。

【備考】